

## 仮住宅の提供について

令和3年8月11日からの大雨により住宅が被災し居住が困難となった方に、仮住宅として市営住宅等（生活必需品を含む）を提供します。

### 1 提供対象者

令和3年8月11日からの大雨により、広島市内の居住家屋が被災し、居住が困難となった方

※居住家屋の被災は、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、道路等のインフラの損壊により住まいとして利用できない場合を対象とします。

### 2 提供する仮住宅

市営住宅・県営住宅の空き住戸を速やかに仮住宅として提供します。

なお、対象者の個別事情により市営住宅・県営住宅への入居が難しい場合には、民間賃貸住宅を借り上げ、提供します。

### 3 提供期間及び使用料

提供期間は、6か月間とします。

（自宅の修繕・復旧等の状況を踏まえて延長します。）

使用料は無料（電気、ガス、水道代等は自己負担）です。

### 4 受付

被災した居住家屋が所在する区の建築課で相談を受け付けます。提示する市営住宅・県営住宅から希望する住宅を選んでいただきます。

### 5 入居手続

市営住宅については提供する住宅が所在する区の建築課、県営住宅については広島県ビルメンテナンス協同組合で手続を行い、住宅の鍵をお渡しします。

### 6 仮住宅に入居された方への支援

仮住宅に入居された方には、次の寝具・日用品等及び家電製品を無償で提供します。

#### 【寝具・日用品等の内容】

布団、ガスコンロ、トイレトペーパー、洗剤、洗面器、やかん、鍋、フライパン、食器類、包丁、歯ブラシ、石鹸、シャンプー、タオル、カーテン等

#### 【家電製品の内容】

照明器具、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、扇風機等